

北監第6号
令和5年3月22日

北方町長様

北方町代表監査委員 横山治

定期監査の実施について（通知）

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査を、別紙のとおり実施しますので通知します。

別紙

実施計画書

種別

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査

担当監査委員氏名

横山治 井野勝巳

対象事項及び範囲

- ・下水道会計について（特別会計から企業会計へ変更の推移等）
- ・ふれあい健康センターについて（改築改装、備品等）

実施日

令和5年5月24日（水）

実施場所

北方町役場 委員会室

基本方針・着眼点

- ・下水道特別会計から企業会計への変更は適正に行われたか。
- ・ふれあい健康センターの改築、改装事業は適正に行われたか。
- ・その他関連事務全般について。

提出資料（①のみ3部）

- ① 事業の説明文書及び契約状況一覧表
- ② 契約伺い文書及び委託契約関係書類
- ③ その他必要と考えられる書類。

（※②と③は当日疑義がある際に担当課より説明を受けるときに提出）

出席依頼者氏名

各課担当課長、担当者

北監第 19 号
令和 5 年 6 月 15 日

北方町長 様

北方町代表監査委員 横山 治

定期監査の結果について（報告）

みだしのことについて、地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく定期監査を執行したので、同法第 199 条第 9 項の規定により別紙のとおりその結果を報告します。

別 紙

結 果 報 告 書

種 別

法第199条第4項による定期監査

担当監査委員氏名

横 山 治 ・ 井 野 勝 巳

対象事項

- ・下水道会計について（特別会計から企業会計へ変更の推移等）
- ・ふれあい健康センターについて（改築改装、備品等）

実施日

令和5年5月23日（水）

実施場所

北方町役場 委員会室、ふれあい健康センター

監査の結果

対象事項について、関係書類等の提出、現地視察及び担当者から説明を求めて監査した。意見の内容については以下の監査意見書に記述する。

監 査 意 見 書

北方町監査委員 横山治
北方町監査委員 井野勝巳

令和5年5月24日に、地方自治法第199条第4項による定期監査を行った結果に関する報告書に添えて、次のとおり意見を提出する。

意 見

1. 下水道会計について

下水道会計の特別会計からの移行事業については、主に国からの要請により行われた事業であり、事業完了までのスケジュール、委託契約、開始残高などの確認を行ったところ、概ね適正に行われたと認められる。

その中で気になる点があったので、後年の憂いを除く意味でも、以下の点について確認をしてもらいたい。

ア 事業体の変更を税務署に届けたとされるが、これまで継続してきた賃貸借契約等についてインボイス番号等の変更に係る、通知、承継手続き、契約内容の見直しなどは必要ではないか。

イ ふれあい水センターの土地の一部は借地であると説明を受けたが、建物がある場合は借地権の設定について考慮すべきと考えるがどうか。またその場合、財産台帳への記載が必要と思われるが、合わせて確認を願いたい。

2. ふれあい健康センターについて

昨年度末に完了した、ふれあい健康センターの改修工事については概ね適正に行われていた。備品等については、主な利用者が高齢者であることを鑑みると利用しにくいと思われる物や、初見では使用方法がわかりづらいと思われる物があり、当面は利用者の声を聞く機会を設けるなど今後も利用者に寄り添った施設を目指してほしい。1年後を目途に利用実績を確認したいと考える。

以上